

花とみどりのコンテスト表彰要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、地域緑化の推進や、地域の環境保全活動への積極的な取り組みのあったものを、花とみどりのコンテストとして表彰し、もってその一層の継続と発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 台東区の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 団体 活動の本拠が区内であり、かつ、構成員に区民が含まれているもの又はその集合体
- (3) 企業 活動の本拠が区内であり、かつ、事業を行っているもの等
- (4) 花とみどりのコンテスト 次条に掲げる、みどりのカーテンコンテスト、地先園芸コンテストの総称

(表彰の対象)

第 3 条 表彰の対象は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものとする。

- (1) みどりのカーテンコンテスト みどりのカーテンを設置し、その結果を区に報告した区民、団体又は企業
- (2) 地先園芸コンテスト 地先園芸を行い、その結果を区に報告した区民、団体又は企業

(表彰基準)

第 4 条 表彰基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) みどりのカーテンコンテスト 前条第 1 号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化であると認められるもの
- (2) 地先園芸コンテスト 前条第 2 号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化であると認められるもの

(選 考)

第 5 条 被表彰候補者の選考は、東京都台東区みどりの条例（平成 4 年 1 0 月台東区条例第 3 9 号）第 2 3 条により設置される東京都台東区花とみどりの審議会（以下「審議会」という。）への諮問により行う。

(選考の対象)

第 6 条 審議会は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に該当し、かつ、次に掲げる各号のいずれ

かを満たすものを選考するものとする。

- (1) 新しい花とみどりを育成するために尽力したと認められるもの
- (2) 都市部における花とみどりの育成活動として、他の範となるもの
- (3) 独創的なアイデアにより、優れた花とみどりを育てたもの
- (4) 良好な都市環境のための優れた景観の形成に資するもの

(選考数・表彰基準)

第7条 被表彰者の選考数及び表彰基準は、別表のとおりとする。

(表彰の決定等)

第8条 東京都台東区長（以下「区長」という。）は、選考の結果に基づき、被表彰者を決定する。

2 区長は、前項の被表彰者を表彰するとともに、その事績を公表する。

(表彰の取消し)

第9条 被表彰者決定後において、表彰の趣旨に反すると認められるときは、区長は当該表彰を取り消すことができる。

(庶務)

第10条 この要綱に関する庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

表彰内容	選考数	表彰基準
最優秀賞	1人又は1の企業若しくは団体	最も優れたもの
優秀賞	3以内の個人、企業又は団体	最優秀賞受賞者を除くもの
努力賞	5以内の個人、企業又は団体	第6条各号のいずれかを満たす者のうち、最優秀賞受賞者・優秀賞受賞者を除くもの